

報 道 資 料

平成26年6月25日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2388、2344

奈良県情報公開審査会の第157号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第204号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成26年6月23日
- ◎ 実施機関：くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課
- ◎ 対象行政文書：古都法第11条買入れ鑑定評価条件の「宅地見込地」を鑑定評価条件が削除、変更された起案決裁文書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：不開示決定（不存在）
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○行政文書の不存在について

異議申立人が、「古都法第11条買入れ鑑定評価条件の「宅地見込地」を鑑定評価条件が削除、変更された起案決裁文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

不動産の鑑定評価については、国土交通省が定めた統一的基準である不動産鑑定評価基準に準拠するものとされている。同基準は、不動産の鑑定評価に当たって確定しなければならない基本的事項として、「地域要因若しくは個別的要因についての想定上の条件」（以下「想定上の条件」という。）について定めている。

異議申立人は、実施機関が、古都保存法に基づく土地買入事務において、過去においては「宅地見込地」を「想定上の条件」としていたとの前提に立ち、ある時点においてその変更、削除等が行われた結果、現在の「想定上の条件」となったと考え、当該変更、削除等に係る起案文書の開示を求めている、と解される。

これに対し実施機関は、古都保存法に基づく土地買入制度が創設されて以来現在まで、「古都保存法に基づく規制による影響を考慮しない。」という「想定上の条件」を付加しており、当該「想定上の条件」について変更、削除等を行った事実はなく、当該変更、削除等に係る起案文書は作成していないと説明している。

また、「想定上の条件」について変更、削除等を行った事実がないという点について、実施機関に説明を求めたところ、古都保存法に基づく土地の買入制度は、同法の土地利用規制により土地利用が制限されることに対する財産的補償を目的とすることから、必然的に「古都保存法に基づく規制による影響を考慮しない。」という「想定上の条件」を付加することになり、変更、削除等を行うことは想定されないとのことであった。

ところで、「想定上の条件」について要綱等に明記されているとすれば、当該「想定上の条件」を変更、削除等を行う場合には、当該要綱等が改正されることが考えられることから、当審査会は、古都保存法に基づく土地の買入事務に係る要綱等の制定に係る起案文書及びその後数度の改正に係る起案文書について、実施機関から提出を受け、これを見分したところ、当該「想定上の条件」について定めた明文の規定は認められなかった。このことについて、実施機関に説明を求めたところ、「想定上の条件」は土地買入制度の目的から必然的に導き出されるものであることから、必ずしも要綱等において、明文により規定する必要はないと考えているとのことであった。

また、当審査会は、実施機関が不動産鑑定士に対して鑑定評価を依頼する際に発出する不動産鑑定評価依頼書等について、実施機関から提出を受け、「想定上の条件」に係る記述の有無及び記述の内容を確認したところ、実施機関の説明と矛盾する点は認められなかった。

これらを勘案すると、当該文書を作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと判断する実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | | |
|---------|-------|-------|----------|----|
| ① 開示請求 | 平成25年 | 7月24日 | | |
| ② 決定 | 平成25年 | 8月5日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 異議申立て | 平成25年 | 9月13日 | | |
| ④ 諮問 | 平成25年 | 9月27日 | | |
| ⑤ 経過 | 平成26年 | 5月14日 | 第173回審査会 | 審議 |
| | 平成26年 | 6月10日 | 第174回審査会 | 審議 |